

令和 7 年 6 月 23 日

令和 7 年広島県議会 6 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和七年広島県議会六月定例会議案目次（その二）

県第五十二号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	一
県第五十三号	知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例	一一
県第五十四号	広島県税条例等の一部を改正する条例	一三
県第五十五号	離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例	二三
県第五十六号	広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例	三七
県第五十七号	広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	三九
県第五十八号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	四二
県第五十九号	広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例	五〇
県第六十号	広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	六七
県第六十一号	広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例	六九
県第六十二号	工事請負契約の締結について	七一
県第六十三号	工事請負契約の締結について	七三
県第六十四号	工事請負契約の変更について	七五
県第六十五号	工事請負契約の変更について	七七
県第六十六号	指定都市高速道路の整備計画の変更の同意について	七九

県第五十二号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十八条第三項並びに第十九条第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む以下同じ。)の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第九条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。第十四条第二項において「勤務時間等条例」という。)第四条第一項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(第一号部分休業の承認)</p> <p>第十四条 育児休業法第十九条第二項第一号に</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十八条第三項並びに第十九条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む以下同じ。)の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第九条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。第十四条第一項及び第二項において「勤務時間等条例」という。)第四条第一項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第十四条 部分休業の承認は、勤務時間等条例</p>

掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

2 勤務時間等条例第十四条の二第一項に規定する介護時間、勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇若しくは勤務時間等条例第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について定められた一日当たりの勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（人事委員会規則で定める非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第二号部分休業の承認）

第十四条の二 育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間の第二号部分休業を承認することができる。

- 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間から分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき
- 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき

当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第十四条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第七条第一項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 勤務時間等条例第十四条の二第一項に規定する介護時間、勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇若しくは勤務時間等条例第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の期間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について定められた一日当たりの勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（人事委員会規則で定める非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間)
 第十四条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分
 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間
 (育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)
 第十四条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更(以下「第三項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。
 (部分休業の承認の取消事由)
 第十五条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

(部分休業の承認の取消事由)
 第十五条 第十一条の規定は、部分休業について準用する。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)
 第二条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
第十四条 (介護休暇) 2 第一号介護休暇の期間は、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(次条第二項において「指定期間」という。)内において、一日又は一時間を単位(一時間を単位とするときは、一日を通じて四時間以内とする。)として必要と認められる期間とする。	第十四条 (介護休暇) 2 第一号介護休暇の期間は、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(次条第二項において「指定期間」という。)内において、一日又は一時間を単位(一時間を単位とするときは、一日を通じて四時間以内とする。)として必要と認められる期間とする。	第十四条 (介護休暇) 2 第一号介護休暇の期間は、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(次条第二項において「指定期間」という。)内において、一日又は一時間を単位(一時間を単位とするときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて四時間以内とする。)として必要と認められる期間とする。
3-6 (略)		3-6 (略)

第十四条の二 (介護時間)

2 (略)

介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、三十分を単位として、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員（同条第二項第一号の部分休業を承認されている職員に限る。第十四条の三第二項及び第十五条第二項において同じ。）、次条第一項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員、第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあっては、二時間から当該部分休業、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休業の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十四条の四 (略)

任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

第十五条 (子育て支援部分休暇)

2 (略)

子育て支援部分休暇の期間は、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、第十四条の二第一項に規定する介護時間を承認されている職員、第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあっては、二時間から当該部分休業、介護時間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

第十五条の二 (略)

第十四条の二 (介護時間)

2 (略)

介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、次条第一項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員、第十五条第一項に規定する子育て支援部分休暇を承認されている職員にあっては、二時間から当該部分休業、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休業の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十四条の四 (略)

任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

第十五条 (子育て支援部分休暇)

2 (略)

子育て支援部分休暇の期間は、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員、第十四条の二第一項に規定する介護時間を承認されている職員、前条第一項に規定する介護支援部分休暇を承認されている職員又は人事委員会規則で定める職員にあっては、二時間から当該部分休業、介護時間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間並びに人事委員会規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

第十五条の二 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第十五条の三 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年広島県条例第十八号)第十六条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第十六条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2| 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3| 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(短時間勤務会計年度任用職員等の勤務時間等及び休暇)

第十七条 (略)

2 第十一条から前条までの規定(第十四条の四、第十四条の五及び第十五条の三の規定を除く。)にかかわらず、短時間勤務会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とし、これらの休暇に關し必要な事項は、人事委員会規則の定める。

(短時間勤務会計年度任用職員等の勤務時間等及び休暇)

第十七条 (略)

2 第十一条から前条までの規定にかかわらず、短時間勤務会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とし、これらの休暇に關し必要な事項は、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

基準に従い、任命権者が定める。

3 (略)

4 第十一条から前条までの規定(第十四条の四、第十四条の五及び第十五条の三の規定を除く。)にかかわらず、臨時的に任用される職員の休暇は、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が定める。

附則

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
第五条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。
第七条中「(昭和二十六年広島県条例第二十三号)第七條第二項」を「(平成七年広島県条例第五号)第十三條」に改める。

3 (略)
4 第十一条から前条までの規定にかかわらず、臨時的に任用される職員の休暇は、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が定める。

附則

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
第五条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。
第七条中「(昭和二十六年広島県条例第二十三号)第七條第二項」を「(平成七年広島県条例第五号)第十三條」に改める。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
第三条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

附則

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)
第四条 (略)
一―三 (略)
四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。)
又は暫定再任用(令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、同法附則第五條第一項若しくは第三項、同法附則第六條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
又は同法附則第七條第一項若しくは第三項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。)をされたことがある

改正前

附則

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)
第四条 (略)
一―三 (略)
四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。)
又は暫定再任用(令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、同法附則第五條第一項若しくは第三項、同法附則第六條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))
又は同法附則第七條第一項若しくは第三項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。)をされたことがある

者
2・3 (略)

4 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

5 (略)

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第二条の規定の適用については、同条中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する第十三条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若し

者
2・3 (略)

4 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

5 (略)

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第二条の規定の適用については、同条中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する第十三条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第七条第一項若し

くは第三項の規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除く職員に対する第十六条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）とする。

くは第三項の規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除く職員に対する第十六条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）とする。

第四条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
附則	附則	附則
第二十二條 削除		<p>第二十二條 暫定再任用短時間勤務職員は、第十四条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第十四条第一項に規定する地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十一条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。</p>

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条及び次条から附則第四条までの規定は公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）附則第二条の規定による部分休業の請求がされた場合、任命権者は施行日前においても、第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第十四条又は第十四条の二の規定の例により、第一号部分休業又は第二号部分休業の承認をすることができる。この場合において、当該承認は、施行日において新条例第十四条第一項又は第十四条の二の規定による承認とみなす。

第三条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、施行日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における新条例第十四条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第四条 任命権者は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第十五条の三第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、部分休業について、職員が一年につき十日に相当する時間数を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第五十二号議案

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条

例の一部を改正する条例案

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条

例の一部を改正する条例

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成二十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出資法人の範囲) 第二条 (略) 一 (略) 二十九 (略)</p>	<p>(出資法人の範囲) 第二条 (略) 一 (略) 二 一般財団法人もみのき森林公園協会 三十一 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

法人の解散に伴い、一般財団法人もみのき森林公園協会を知事の調査等の対象から除くため、この条例案を提出する。

県第五十四号議案

広島県税条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県税条例等の一部を改正する条例案 広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所得控除) 第三十六条 所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条第一項から第十一項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額を、それぞれ控除する。</p>	<p>(所得控除) 第三十六条 所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条第一項から第十一項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額及び扶養控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額を、それぞれ控除する。</p>
<p>(個人の県民税に係る扶養親族等申告書) 第三十九条の五 (略) 2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(法第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をい</p>	<p>(個人の県民税に係る扶養親族等申告書) 第三十九条の五 (略) 2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(法第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。)をい</p>

う。)又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この項において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この項において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

附則

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)
 第十一条の二の三 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。))第十一条の六第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第十一条の六第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第五条の二、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

(略)	(略)	(略)
附則第十条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適

う。)又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この項において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この項において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

附則

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)
 第十一条の二の三 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。))第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第十一条の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第五条の二、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

(略)	(略)	(略)
附則第十条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行	附則第十 条の二第 三項	(略)	第三十四条の三 まで、第三十五 条(東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の六第一項 の規定により適 用される場合を 含む。)
	第三十五条 の三まで、 第三十六条 の二、第三 十六条の五	(略)	第三十四条の三 まで、第三十五 条(東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の六第一項 の規定により適 用される場合を 含む。)、第三 十五条の二、第 三十五条の三、 第三十六条の二 若しくは第三十 六条の五(これ らの規定が東日 本大震災の被災 者等に係る国税 関係法律の臨時 特例に関する法 律第十一條の六 第一項の規定に より適用される 場合を含む。)
	租税特別措 置法第三十 一条の第三 一項	(略)	東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に関する 法律第十一條の 六第一項の規定 により適用され る租税特別措 置法第三十一條 の三第一項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行	附則第十 条の二第 三項	(略)	第三十四条の三 まで、第三十五 条(東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の七第一項 の規定により適 用される場合を 含む。)
	第三十五条 の三まで、 第三十六条 の二、第三 十六条の五	(略)	第三十四条の三 まで、第三十五 条(東日本大震 災の被災者等に 係る国税関係法 律の臨時特例に 関する法律第十 一条の七第一項 の規定により適 用される場合を 含む。)、第三 十五条の二、第 三十五条の三、 第三十六条の二 若しくは第三十 六条の五(これ らの規定が東日 本大震災の被災 者等に係る国税 関係法律の臨時 特例に関する法 律第十一條の七 第一項の規定に より適用される 場合を含む。)
	租税特別措 置法第三十 一条の第三 一項	(略)	東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に関する 法律第十一條の 七第一項の規定 により適用され る租税特別措 置法第三十一條 の三第一項

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第十一条の六第四項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第十条、附則第十四条、附則第十五条、附則第十六条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

(略) 附則第六 条の四第 一項第二 号口	(略) 第三十一 条の三	(略) 第三十一 条の三 (東日本大震災 の被災者等に係 る国税関係法律 の臨時特例に関 する法律第十一 条の六第四項の 規定により適用 される場合を含 む。)
-----------------------------------	--------------------	---

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第十一条の七第四項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第五条、附則第十条、附則第十四条、附則第十五条、附則第十六条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

(略) 附則第六 条の四第 一項第二 号口	(略) 第三十一 条の三	(略) 第三十一 条の三 (東日本大震災 の被災者等に係 る国税関係法律 の臨時特例に関 する法律第十一 条の七第四項の 規定により適用 される場合を含 む。)
-----------------------------------	--------------------	---

附則第十 条第一項	第三十五条	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律） （略）
附則第十 条の二第 三項	第三十五条の三まで、 第三十六条の二、第三十六 条の五	第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律） （略）
附則第十 条の三	租税特別措 置法第三十 一条の第三 一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一 条の六第四項の規定により適用さ れる租税特別措 置法第三十一 条の三第一項
附則第十 条第一項	第三十五条	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律） （略）

附則第十 条第一項	第三十五条	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律） （略）
附則第十 条の二第 三項	第三十五条の三まで、 第三十六条の二、第三十六 条の五	第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律） （略）
附則第十 条の三	租税特別措 置法第三十 一条の第三 一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一 条の七第四項の規定により適用さ れる租税特別措 置法第三十一 条の三第一項
附則第十 条第一項	第三十五条	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律） （略）

	(略)	用される場合を 含む。
	(略)	(略)

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第五項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第五項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

	(略)	用される場合を 含む。
	(略)	(略)

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の七第五項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第五項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県民税の納税義務者等) 第三十四条 (略) 2-4 (略)</p> <p>5 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特</p>	<p>(県民税の納税義務者等) 第三十四条 (略) 2-4 (略)</p> <p>5 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人</p>

定非営利活動法人をいう。)のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6―8 (略)

第四十六条の二 (略)
(法人の県民税の申告納付)

一 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を含む。以下この条において同じ。)、第七十四条第一項、第八十八条(同法第四百四十五条の十三において準用する場合を含む。)、第八十九条(同法第四百四十五条の十三において準用する場合を含む。)、第四百四十四条の三第一項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。)、又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人 当該申告書の提出期限の到来する日

2 (略)
二―四 (略)

附則

第十一条の二の十一 (略)

第十一条の二の十一の二 令和六年九月二日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画(以下この項において「特別事業再編計画」という。)について同条第一項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この項において「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計画(同条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従って行う同法第二十八条に規定する特別事業再編(生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項において「特別事業再編」という。)のための措置(同条第十八項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。)として他の法人の株式若しくは出資(以下この項において「株式等」という。)の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下この項において「取得等の日」という。)以後

をいう。)のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6―8 (略)

第四十六条の二 (略)
(法人の県民税の申告納付)

一 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を含む。以下この条において同じ。)、第七十四条第一項、第八十八条(同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。)、第八十九条(同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。)、第四百四十四条の三第一項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。)、又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人 当該申告書の提出期限の到来する日

2 (略)
二―四 (略)

附則

第十一条の二の十一 (略)

引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第十二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この項及び第二項において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定の申請の前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち地方税法施行規則附則第二条の六の四で定めるものに限る。以下この項において「五年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第四十七条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第四十七条第一項第一号ロ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの（附則第十条の二の十一の二に規定する対象法人及び同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

2] 前項の規定の適用を受ける法人は、同項の規定の適用を受ける事業年度の法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書に当該法人が前項に規定する対象法人又は同項に規定する五年以内株式等取得等法人に該当するものであることを証する書類として地方税法施行規則附則第二条の六の五で定める書類を添付しなければならない。

3] 知事は、前項の書類の添付のない法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第十三条の三 (略)

第十三条の三 (略)

(加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例)

第十三条の四 令和八年四月一日以後に第六十九条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第六十九条第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第七十条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第七十一条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第六十九条第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この条において同じ。)の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを地方税法施行規則第四条の二の規定により直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の地方税法施行規則附則第四条の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2| 前項第二号に掲げる加熱式たばこ(第七十条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の令附則第十条で規定するものについて、前項第二号ただし書の規定は、適用しない。

3| 第一項の規定により加熱式たばこのうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるものと及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、第六十九条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこの品

目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第一項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(狩猟税の税率の特例)</p> <p>第二十条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前一年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行つた場合における狩猟税の税率は、第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第二条第十項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附則</p> <p>(狩猟税の税率の特例)</p> <p>第二十条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前一年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行つた場合における狩猟税の税率は、第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

（軽油引取税のみなす課税）
第二百五条（略）

2 （略）
3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した令第四十三条の四第一項（令附則第十条の二の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。

4 円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち令第四十三条の四の二に規定するものをいう。）に基づき締約国軍隊（当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して日本国内に所在する当該締約国の軍隊をいう。第七七条の二において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第七七条の二 締約国軍隊が、第二百五条第四項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第四百四条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

（軽油引取税に係る免税の手続）
第七十二條の三（略）

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七七条に規定する用途に該当しないときその他令第四十三条の十五第十五項（令附則第十条の二の二第十項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

第七十二條の四（略）

2 （略）
3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からする

（軽油引取税のみなす課税）
第二百五条（略）

2 （略）
3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した令第四十三条の四第一項（令附則第十条の二の二第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。

4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第七七条の二において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第七七条の二 オーストラリア軍隊が、第二百五条第四項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第四百四条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

（軽油引取税に係る免税の手続）
第七十二條の三（略）

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七七条に規定する用途に該当しないときその他令第四十三条の十五第十五項（令附則第十条の二の二第九項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

第七十二條の四（略）

2 （略）
3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からする

ことができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した令第四十三条の十五第九項（令附則第十条の二の二第十項において準用する場合を含む。）の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行うおととする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他令第四十三条の十五第十六項（令附則第十条の二の二第十項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5-8 (略)

附則

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十六条 (略)

一 (略)

二 自衛隊又は締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち令附則第十条の二の二第二項に規定するものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して日本国内に所在する当該締約国の軍隊をいう。第六項において同じ。）が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十条の二の二三項各号に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして令附則第十条の二の二第四項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他令附則第十条の二の二第五項に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同条第六項に規定するもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他令附則第十条の二の二第七項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第八項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

五 木材加工業その他の令附則第十条の二の

ことができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した令第四十三条の十五第九項（令附則第十条の二の二第九項において準用する場合を含む。）の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行うおととする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他令第四十三条の十五第十六項（令附則第十条の二の二第九項において準用する場合を含む。）に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5-8 (略)

附則

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十六条 (略)

一 (略)

二 自衛隊又は第百五条第四項に規定するオーストラリア軍隊（第六項において「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十条の二の二第二項各号に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして令附則第十条の二の二第三項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他令附則第十条の二の二第四項に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同条第五項に規定するもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他令附則第十条の二の二第六項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第七項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

五 木材加工業その他の令附則第十条の二の

<p>二第九項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取り</p> <p>2・4 (略)</p> <p>5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十三項各号に掲げるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた締約国軍隊の船舶の使用者が、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>二第八項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取り</p> <p>2・4 (略)</p> <p>5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十二項各号に掲げるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>7・8 (略)</p>
--	--

第五条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地方消費税の納税義務者等) 第五十五条の二 地方消費税は、事業者（個人事業者及び法人をいう。以下同じ。）の行つた課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人課税者（同法第十五条第一項に規定する法人課税</p>	<p>(地方消費税の納税義務者等) 第五十五条の二 地方消費税は、事業者（個人事業者及び法人をいう。以下同じ。）の行つた課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業</p>

信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割により、同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

214 (略)

信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割により、同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

214 (略)

第六条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達) 第二十七条 法第二十条の二の規定による公示送達は、公示事項(同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を、納税地を管轄する県税事務所若しくは県庁(特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係るものにあつては、広島県西部県税事務所)の掲示場に掲示し、又は公示事項を県税事務所若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</p>	<p>(公示送達に係る掲示場) 第二十七条 法第二十条の二第二項の規定による公示送達のための掲示場は、納税地を管轄する県税事務所又は県庁の掲示場とする。ただし、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る同項の規定による公示送達のための掲示場は、広島県西部県税事務所に掲示場とする。</p>

第七条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除) 第三十八条の二 (略) 一・二 (略) 三 所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次</p>	<p>(寄附金税額控除) 第三十八条の二 (略) 一・二 (略) 三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。並びに租税特別措置法第四十一条の十八</p>

<p>に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第六号又は附則第四条第一項の規定により知事の認可を受けた同法第二十一条第一号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</p> <p>ハ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条の規定により知事又は教育委員会の許可を受けた同法第一條に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>ハ (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

（広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）
 第八条 広島県税条例の一部を改正する条例（令和六年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 八年新条例第四十七条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十一条の二十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの若しくは同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもの又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新条例第四十七条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十一条の二十一の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）のうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行ふ事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（以下「八年新法」という。）第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定に</p>	<p>附則</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 八年新条例第四十七条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十一条の二十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行ふ事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（以下「八年新法」という。）第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合は、当該金額の全額が百円未満である場合又は当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対す</p>

より申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

る令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（広島県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

第九条 広島県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置） 第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例（次項において「新条例」という。）第三十四条、第四十五条、第四十六条の二、第四十七条、第四十八条、第五十条、第五十二条、第五十二条の五及び第五十五条の二並びに第二条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例第二条及び第三条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生じる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限る、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置） 第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例（次項において「新条例」という。）第三十四条、第四十五条、第四十六条の二、第四十七条、第四十八条、第五十条、第五十二条、第五十二条の五及び第五十五条の二並びに第二条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例第二条及び第三条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生じる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限る、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）</p>

2 (略)

（）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

2 (略)

（）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八条の規定 公布の日
- 二 第一条及び附則第三条の規定 令和八年一月一日
- 三 第二条並びに附則第五条及び第七条の規定 令和八年四月一日
- 四 第三条の規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 五 第四条及び附則第八条の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条第四号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 六 第五条、第九条及び附則第六条の規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 七 第六条及び次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 八 第七条及び附則第四条の規定 第六号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（公示送達に関する経過措置）

第二条 第六条の規定による改正後の広島県税条例第二十七条の規定は、前条第七号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（個人の県民税に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の広島県税条例（以下この条において「新条例」という。）第三十六条の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十九条の五第二項の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同

法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第三十九条の五第二項の規定による申告書について適用し、令和八年一月一日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の広島県税条例第三十九条の五第二項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第四条 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における第七条の規定による改正後の広島県税条例第三十八条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（事業税に関する経過措置）

第五条 第二条の規定による改正後の広島県税条例附則第十一条の二の十一の二の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の広島県税条例第五十五条の二第一項の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「六号施行日」という。）以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託（移行認可を受けた信託を含む。）について適用し、六号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第七条 次項に定めるものを除き、令和八年四月一日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（第二条の規定による改正後の広島県税条例（以下この条において「新条例」という。）附則第十三条の四第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、広島県税条例第六十九条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第七十一条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例附則第十三条の四の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 広島県税条例第七十一条第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第十三条の四第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五

を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例附則第十三条の四の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

(軽油引取税に関する経過措置)

第八条 第四条の規定による改正後の広島県税条例(以下この条において「新条例」という。) 第五十五条第四項及び第七十七条の二の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「五号施行日」という。)以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油(広島県税条例第四条第三項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項において同じ。)の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、五号施行日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第六項の規定は、五号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、五号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、軽油引取税等に関する規定を改正するため、この条例案を提出する。

県第五十五号議案

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例案

離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例

（離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第一条 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成五年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除）</p> <p>第二条 法第二条第二項の規定による公示の日（その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から令和九年三月三十一日までの間に、離島振興対策実施地域のうち法第四条第一項に規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以降三箇年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によって市町が特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降三箇年度のものに限る。</p> <p>一 事業税 新設又は増設に係る特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降の各年又は各事業年度に係る所得のうち、当該特別償却設備に係るものと</p>	<p>（事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除）</p> <p>第二条 法第二条第二項の規定による公示の日（その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から令和七年三月三十一日までの間に、離島振興対策実施地域のうち法第四条第一項に規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以降三箇年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によって市町が特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降三箇年度のものに限る。</p> <p>一 事業税 新設又は増設に係る特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却</p>

して、省令第三条の規定により計算した額
 に対して課すべき事業税の額

二・三 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は同条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

設備に係るものとして、省令第三条の規定により計算した額に対して課すべき事業税の額

二・三 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年広島県条例第一号）第二条第一項若しくは地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

（低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第二条 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例（昭和三十八年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除）</p> <p>第二条 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の製造事業用設備に係る同項に規定する県税につき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第十五号）第三条第一項又は離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成五年広島県条例第十九号）第二条第一項の規定により課税免除された場合には、適用しない。</p>	<p>（事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除）</p> <p>第二条 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の製造事業用設備に係る同項に規定する県税につき、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年広島県条例第三十一号）第二条第一項、農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例（昭和四十七年広島県条例第五十六号）第二条第一項若しくは離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成五年広島県条例第十九号）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年広島県条例第一号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>

（地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）

第三条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税

に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税及び不動産取得税の課税免除） 第二条（略） 2（略） 3 第一項の規定は、同項に規定する事業者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成五年広島県条例第十九号）第二条第一項又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第十五号）第三条第一項の規定により課税免除された場合には、適用しない。</p>	<p>（事業税及び不動産取得税の課税免除） 第二条（略） 2（略） 3 第一項の規定は、同項に規定する事業者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成五年広島県条例第十九号）第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第十五号）第三条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年広島県条例第一号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>
<p>（不動産取得税の不均一課税） 第四条（略） 2（略）</p>	<p>（不動産取得税の不均一課税） 第四条（略） 2（略） 3 第一項の規定は、同項に規定する事業者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

(提案理由)

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、課税免除に係る地方税の減収補てん措置が延長されたこと等を踏まえ、事業税、不動産取得税及び固定資産税の特例措置を延長するなど必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第五十六号議案

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例

広島県行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(港湾振興事務所) 第十四条 (略)			(港湾振興事務所) 第十四条 (略)		
2 (略)	名称	位置	2 (略)	名称	位置
	広島県広島 港湾振興事 務所	広島市南区出 島二丁目		広島県広島 港湾振興事 務所	広島市南区宇 品海岸二丁目
	(略)	(略)		(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

広島県広島港湾振興事務所を耐震性のある施設に移転させることに伴い、位置の表示を改めるため、この条例案を提出する。

県第五十七号議案

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成五年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（ビラの作成における公費の支払）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 八円三十八銭</p> <p>二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 五円六十二銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に四十一万九千円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）</p> <p>（ポスターの作成における公費の支払）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百八十六円八十八銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。次号において同じ。）</p> <p>二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十九万三千四百四十円と三十一万七千三百三十三円にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選</p>	<p>（ビラの作成における公費の支払）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円七十三銭</p> <p>二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 五円十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に三十八万六千五百円を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）</p> <p>（ポスターの作成における公費の支払）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百四十一円三十一銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。次号において同じ。）</p> <p>二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十七万六千五百五十五円と二十八万三千五百三十三円にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選</p>

挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用ビラの作成等に係る公費負担額算定の基礎となる単価を改定するため、この条例案を提出する。

県第五十八号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例案
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>八の三（略）</p> <p>(1) 法第十八条第十八項の規定による土地改良区役員の就任届及び変更届の受理</p> <p>(2) 法第十八条第十九項の規定による土地改良区役員の就任及び変更の公告</p> <p>(3) 法第七十七(略)</p> <p>(78) 法第二百五条の規定による県都市計画審議会等の意見聴取(9)、(44)及び(52)に規定する認可に係るものに限る。</p> <p>(79)・(80)（略）</p>	市町	<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>八の三（略）</p> <p>(1) 法第十八条第十七項の規定による土地改良区役員の就任届及び変更届の受理</p> <p>(2) 法第十八条第十八項の規定による土地改良区役員の就任及び変更の公告</p> <p>(3) 法第七十七(略)</p> <p>(78) 法第二百五条の二の規定による県都市計画審議会等の意見聴取(9)、(44)及び(52)に規定する認可に係るものに限る。</p> <p>(79)・(80)（略）</p>	市町
<p>三十三の三（略）</p> <p>(1) 条例第五条第一項の規定による土砂の搬出に係る計画の届出の受付（土砂の搬出元となる建設工事の区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(3)、(4)、(6)から(10)まで、(11)及び(12)において同じ。）</p> <p>(2) 条例第六条第一項の規定による一時的に積した土砂の搬出に係る計画の届出の受付（一時的に積行為を行う土地の</p>	<p>呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町</p> <p>（略）</p>	<p>三十三の三（略）</p> <p>(1) 条例第八条第一項の規定による土砂の搬出に係る計画の届出の受付（土砂の搬出元となる建設工事の区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(3)、(4)、(6)から(10)まで、(37)及び(38)において同じ。）</p> <p>(2) 条例第九条第一項の規定による一時的に積した土砂の搬出に係る計画の届出の受付（一時的に積行為を行う土地の</p>	<p>呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（大崎上島町については、(1)から(10)まで及び(28)から(40)までに掲</p> <p>（略）</p>

- (7) 区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(3)、(5)、(7)から(10)まで、(11)及び(12)において同じ。)
- (3) 条例第七条第一項(同条第二項、条例第八条第二項及び条例第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による土砂の搬出に係る計画の変更の届出の受付
- (4) 条例第八条第一項の規定による状況の変更による土砂の搬出に係る計画の届出の受付
- (5) 条例第九条第一項の規定による状況の変更による一時的に積した土砂の搬出に係る計画の届出の受付
- (6) 条例第十条の規定による建設工事の発注者に対する土砂の搬出に係る届出の内容の通知
- (7) 条例第十一条第一項の規定による土砂の搬出計画等に関する勧告
- (8) 条例第十一条第二項の規定による勧告に従わなかった者の氏名等の公表
- (9) 条例第十一条第三項の規定による勧告に従わなかった者に対する意見を述べる機会への付与
- (10) 条例第十二条の規定による土砂の搬出の完了又は廃止の届出の受付

- (7) 区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(3)、(5)、(7)から(10)まで、(37)及び(38)において同じ。)
- (3) 条例第十条第一項(同条第二項、条例第十一条第二項及び条例第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による土砂の搬出に係る計画の変更の届出の受付
- (4) 条例第十一条第一項の規定による状況の変更による土砂の搬出に係る計画の届出の受付
- (5) 条例第十二条第一項の規定による状況の変更による一時的に積した土砂の搬出に係る計画の届出の受付
- (6) 条例第十三条の規定による建設工事の発注者に対する土砂の搬出に係る届出の内容の通知
- (7) 条例第十四条第一項の規定による土砂の搬出計画等に関する勧告
- (8) 条例第十四条第二項の規定による勧告に従わなかった者の氏名等の公表
- (9) 条例第十四条第三項の規定による勧告に従わなかった者に対する意見を述べる機会への付与
- (10) 条例第十五条の規定による土砂の搬出の完了又は廃止の届出の受付
- (11) 条例第十六条本文の規定による土砂埋立行為の許可及び同条第八号の規定による法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為である旨の届出の受付(土砂埋立区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(12)から(27)まで及び(37)から(39)までにおいて同じ。)
- (12) 条例第二十條第一項の規定による土砂埋立行為の変更の許可
- (13) 条例第二十条第五項の規定による軽微な変更等の届出の受付
- (14) 条例第二十一条の規定による土砂埋立行為の許可の条件の付加
- (15) 条例第二十四条の規定による土砂埋立行為の着手の届出

ける事務に限る。

- (16) 条例第二十六条の規定による許可事業者の定期的な報告の受付
- (17) 条例第二十七条第一項(条例第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受付
- (18) 条例第二十七条第二項(条例第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による許可の内容等に適合しているかどうかの確認
- (19) 条例第二十七条第三項(条例第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による措置命令
- (20) 条例第二十九条第二項の規定による許可事業者の地位の承継の届出の受付
- (21) 条例第三十条第一項の規定による土砂埋立行為の譲受の許可
- (22) 条例第三十一条第一項及び第二項の規定による許可を受けずに土砂埋立行為を行った者等に対する停止命令又は措置命令
- (23) 条例第三十一条第三項の規定による許可を受けずに土砂埋立行為を行った者等の氏名等の公表
- (24) 条例第三十一条第四項の規定による許可を受けずに土砂埋立行為を行った者等に対する意見を述べる機会の付与
- (25) 条例第三十二条第一項の規定による土砂埋立行為の許可の取消し
- (26) 条例第三十二条第二項の規定による土砂埋立行為の変更の許可の取消し
- (27) 条例第三十二条第三項の規定による許可の取消しを受けた者に対する措置命令
- (28) 条例第三十三条第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定(一の市町の区域を超える指定を除く。(29において同じ。))
- (29) 条例第三十三条第二項の規定による土砂搬入禁止区域の再指定
- (30) 条例第三十三条第三項(条例第三十五条第二項において

<p>三十三の四 広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第一号。以下この号において「条例」という。） 附則第二項によりなお従前の例によることとされる条例による改正前の広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号。以下この号において「旧条例」という。） 第十六条の規定による許可を受けた土砂埋立行為で</p>	<p>(11) 条例第十三条の規定による元請負人に対する報告の徴収</p> <p>(12) 条例第十四条第一項の規定による元請負人の事務所等への立入検査、関係人への質問又は土砂等の収去</p> <p>(13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（大崎上島町については(16)から(28)までに掲げる事務に限る。</p>	
	<p>(31) 条例第三十三条第五項の規定による土砂搬入禁止区域に係る公示（一の市町の区域を超える指定に係るものを除く。）から(39)までにおいて同じ。</p> <p>(32) 条例第三十三条第六項の規定による土砂搬入禁止区域を明示する措置</p> <p>(33) 条例第三十三条第八項の規定による土砂搬入禁止区域の指定を周知する措置</p> <p>(34) 条例第三十四条第二項の規定による土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者の氏名等の公表</p> <p>(35) 条例第三十四条第三項の規定による土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者に対する意見を述べる機会の付与</p> <p>(36) 条例第三十五条第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の解除</p> <p>(37) 条例第三十六条の規定による元請負人等に対する報告の徴収</p> <p>(38) 条例第三十七条第一項の規定による元請負人等の事務所等への立入検査、関係人への質問又は土砂等の収去</p> <p>(39) 条例第四十一条の規定による土地の所有者等に対する指導又は助言</p> <p>(40) (1)から(39)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>		<p>準用する場合を含む。）の規定による土砂搬入禁止区域に係る公示（一の市町の区域を超える指定に係るものを除く。）から(39)までにおいて同じ。</p>

- あつて、宅地造成及び特定盛土）
等規制法第十条第四項又は第二十六
十六条第四項の規定に基づく公
示がされた際現に当該許可に係
る土砂埋立行為が完了されてい
ないものに係る次に掲げる事務
（1） 旧条例第二十条第一項の規
定による土砂埋立行為の変更
の許可
（2） 旧条例第二十条第五項の規
定による軽微な変更等の届出
の受付
（3） 旧条例第二十一条の規定に
よる土砂埋立行為の許可の条
件の付加
（4） 旧条例第二十六条の規定に
よる許可事業者の定期的な報
告の受付
（5） 旧条例第二十七条第一項（
旧条例第二十八条において準
用する場合を含む。）の規定
による届出の受付
（6） 旧条例第二十七条第二項（
旧条例第二十八条において準
用する場合を含む。）の規定
による許可の内容等に適合し
ているかどうかの確認
（7） 旧条例第二十七条第三項（
旧条例第二十八条において準
用する場合を含む。）の規定
による措置命令
（8） 旧条例第二十九条第二項の
規定による許可事業者の地位
の承継の届出の受付
（9） 旧条例第三十条第一項の規
定による土砂埋立行為の譲受
の許可
（10） 旧条例第三十一条第二項の
規定による許可の条件に違反
して土砂埋立行為を行った者
に対する停止命令又は措置命
令
（11） 旧条例第三十一条第三項の
規定による許可の条件に違反
して土砂埋立行為を行った者
の氏名等の公表
（12） 旧条例第三十一条第四項の
規定による許可の条件に違反
して土砂埋立行為を行った者
に対する意見を述べる機会の
付与
（13） 旧条例第三十二条第一項の
規定による土砂埋立行為の許
可の取消し
（14） 旧条例第三十二条第二項の
規定による土砂埋立行為の変
更の許可の取消し

- (15) 旧条例第三十二条第三項の規定による許可の取消しを受けた者に対する措置命令
- (16) 旧条例第三十三条第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定（一の市町の区域を超える指定を除く。(17)において同じ。)
- (17) 旧条例第三十三条第二項の規定による土砂搬入禁止区域の再指定
- (18) 旧条例第三十三条第三項（旧条例第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土砂搬入禁止区域に係る公示（一の市町の区域を超える指定に係るものを除く。(19)から(27)までにおいて同じ。)
- (19) 旧条例第三十三条第五項の規定による土砂搬入禁止区域の指定のための土地への立入り等
- (20) 旧条例第三十三条第六項の規定による土砂搬入禁止区域を明示する措置
- (21) 旧条例第三十三条第八項の規定による土砂搬入禁止区域の指定を周知する措置
- (22) 旧条例第三十四条第二項の規定による土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者の氏名等の公表
- (23) 旧条例第三十四条第三項の規定による土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者に対する意見を述べる機会の付与
- (24) 旧条例第三十五条第一項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の解除
- (25) 旧条例第三十六条の規定による元請負人等に対する報告の徴収
- (26) 旧条例第三十七条第一項の規定による元請負人等の事務所等への立入検査、関係人への質問又は土砂等の収去
- (27) 旧条例第四十一条の規定による土地の所有者等に対する指導又は助言
- (28) (1)から(27)までに掲げるもののほか、旧条例の施行に係る事務であつて別に規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

土地改良法及び広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正に伴い、引用条項等の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第五十九号議案

広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例案

広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例

広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 土砂の搬出（第五条―第十二条）</p> <p>第三章 雑則（第十三条―第十六条）</p> <p>第四章 罰則（第十七条―第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、土砂の搬出等について必要な規制を行うことにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一―五（略）</p> <p>第四条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 土砂の搬出（第八条―第十五条）</p> <p>第三章 土砂埋立行為（第十六条―第三十二条）</p> <p>第四章 土砂搬入禁止区域（第三十三条―第三十五条）</p> <p>第五章 雑則（第三十六条―第四十三条）</p> <p>第六章 罰則（第四十四条―第四十八条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一―五（略）</p> <p>六 土砂埋立区域 土砂埋立行為の用に供する土地の区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂埋立行為が行われる土地の区域を含む。）をいい、進入路敷地、排水施設敷地その他の土砂埋立行為に関連する土地の区域を含む。</p> <p>第四条（略）</p> <p>（土砂埋立行為を行う者の責務）</p>

第五条 土砂埋立行為を行う者は、当該土砂埋立行為を行うに当たり、土砂の崩落、飛散、流出その他の災害（以下「土砂の崩落等」という。）の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、土砂埋立区域の周辺の生活環境の保全に配慮しなければならない。

（土地所有者の責務）

第六条 土地の所有者は、土砂埋立行為を行う者に対して土地を使用させようとする場合には、当該土砂埋立行為による土砂の崩落等が発生するおそれがないことを確認し、そのおそれがあると認めるときには、当該土砂埋立行為を行う者に対して当該土地を使用させることのないよう努めるものとする。

（県の責務）

第七条 県は、無秩序な土砂埋立行為を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、市町が行う施策の総合調整を行うものとする。

2 県は、無秩序な土砂埋立行為を防止するため、市町と連携して土砂埋立行為を監視する体制の整備に努めるものとする。

（土砂の搬出の届出）

第八条 (略)

一 (略)

二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。次条第一項第二号及び第十六条第五号において同じ。）の搬出

三一五 (略)

2・3 (略)

（一時的に積した土砂の搬出の届出）

第九条 他の土地の区域への搬出を目的として一時的に行う土砂埋立行為（以下「一時的に積行為」という。）を行う者は、一時的に積行為に係る土砂が当該他の土地の区域に搬出されるとき（前条第一項の建設工事の区域から当該建設工事に伴って発生する土砂が搬出されるときを除く。）は、月の初日（当該土砂の搬出を開始する日が月中途の日の場合にあつては、その日。以下この項及び第十二条第一項において同じ。）から末日までの間の土砂の搬出に係る計画を定め、当該計画に係る月の初日の十日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

一一五 (略)

2・3 (略)

（土砂の搬出の届出）

第五条 (略)

一 (略)

二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。次条第一項第二号において同じ。）の搬出

三一五 (略)

2・3 (略)

（一時的に積した土砂の搬出の届出）

第六条 他の土地の区域への搬出を目的として一時的に行う土砂埋立行為（以下「一時的に積行為」という。）を行う者は、一時的に積行為に係る土砂が当該他の土地の区域に搬出されるとき（前条第一項の建設工事の区域から当該建設工事に伴って発生する土砂が搬出されるときを除く。）は、月の初日（当該土砂の搬出を開始する日が月中途の日の場合にあつては、その日。以下この項及び第九条第一項において同じ。）から末日までの間の土砂の搬出に係る計画を定め、当該計画に係る月の初日の十日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

一一五 (略)

2・3 (略)

(変更の届出)

第七條 第五條第一項の規定による届出をした者は、同条第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときはその変更があった日から三十日以内に、同項第四号から第十号までに掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、前項中「第五條第一項」とあるのは、「前条第一項」と、「同条第二項第一号又は第三号」とあるのは、「同条第二項第一号」と、「同項第四号から第十号まで」とあるのは、「同項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(状況の変更による届出)

第八條 元請負人は、第五條第一項第一号に該当するものとして同項の規定による届出をしなかった場合で、搬出する土砂の数量の合計が五百立方メートル以上となるときは、その土砂の数量の合計が五百立方メートルとなる日の前日までに、同条第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 第五條第三項の規定は前項の規定による届出について、前条第一項の規定は前項の規定による届出をした者について準用する。

(一時的に積行為に係る状況の変更による届出)

第九條 一時的に積行為を行う者は、第六條第一項第一号に該当するものとして同項の規定による届出をしなかった場合で、月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量の合計が五百立方メートル以上となるときは、その土砂の数量の合計が五百立方メートルとなる日の前日までに、同条第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 第六條第三項の規定は前項の規定による届出について、第七條第二項において準用する同条第一項の規定は前項の規定による届出をした者について準用する。

(届出の内容の通知)

第十條 知事は、第五條第一項、第七條第一項(第八條第二項において準用する場合を含む。)、又は第八條第一項の規定による届出があった場合において、これらの届出に係る建設工事に発注者がいるときは、当該発注者に、これらの届出の内容を通知するものとする。

(変更の届出)

第十條 第八條第一項の規定による届出をした者は、同条第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときはその変更があった日から三十日以内に、同項第四号から第十号までに掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、前項中「第八條第一項」とあるのは、「前条第一項」と、「同条第二項第一号又は第三号」とあるのは、「同条第二項第一号」と、「同項第四号から第十号まで」とあるのは、「同項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(状況の変更による届出)

第十一條 元請負人は、第八條第一項第一号に該当するものとして同項の規定による届出をしなかった場合で、搬出する土砂の数量の合計が五百立方メートル以上となるときは、その土砂の数量の合計が五百立方メートルとなる日の前日までに、同条第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 第八條第三項の規定は前項の規定による届出について、前条第一項の規定は前項の規定による届出をした者について準用する。

(一時的に積行為に係る状況の変更による届出)

第十二條 一時的に積行為を行う者は、第九條第一項第一号に該当するものとして同項の規定による届出をしなかった場合で、月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量の合計が五百立方メートル以上となるときは、その土砂の数量の合計が五百立方メートルとなる日の前日までに、同条第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 第九條第三項の規定は前項の規定による届出について、第十條第二項において準用する同条第一項の規定は前項の規定による届出をした者について準用する。

(届出の内容の通知)

第十三條 知事は、第八條第一項、第十條第一項(第十一條第二項において準用する場合を含む。)、又は第十一條第一項の規定による届出があった場合において、これらの届出に係る建設工事に発注者がいるときは、当該発注者に、これらの届出の内容を通知するものとする。

第十一条 (略)

(完了等の届出)

第十二条 第五條第一項、第六條第一項、第八條第一項又は第九條第一項の規定による届出をした者は、これらの届出に係る土砂の搬出を完了したときは、完了した日から起算して二十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。これらの届出に係る土砂の搬出を廃止した場合も、同様とする。

第十四条 (略)

(完了等の届出)

第十五条 第八條第一項、第九條第一項、第十条第一項又は第十二條第一項の規定による届出をした者は、これらの届出に係る土砂の搬出を完了したときは、完了した日から起算して二十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。これらの届出に係る土砂の搬出を廃止した場合も、同様とする。

第三章 土砂埋立行為

(土砂埋立行為の許可)

第十六条 土砂埋立行為を行おうとする者は、土砂埋立区域ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂埋立行為については、この限りでない。

- 一 土砂埋立区域(土砂埋立行為が一団の土地の区域において行われる場合は、当該一団の土地の区域)の面積が二千平方メートル未満の土砂埋立行為
- 二 土地の造成その他事業の区域において行う土砂埋立行為で当該事業の区域において採取された土砂のみによるもの
- 三 公益性が高いと認められる事業の実施に係る土砂埋立行為のうち土砂の崩落等の発生のおそれがないものとして規則で定めるもの
- 四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第四項に規定する臨港地区若しくは同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百三十七号)第二条に規定する漁港の区域(水域を除く。)において行う土砂埋立行為
- 五 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみによる土砂埋立行為
- 六 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二條第一項本文又は第三十條第一項本文の規定による許可(同法第十五條第一項又は第三十四條第一項の規定により許可があつたものとみなされる協議の成立を含む。)を受けて行う土砂埋立行為
- 七 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂埋立行為
- 八 法令等の許可、認可その他これらに相当する行為で規則で定めるものを受けて行う土砂埋立行為であつて、あらかじめ知事に届け出たもの
- 九 その他規則で定める土砂埋立行為

(許可の申請)

- 第十七条 前条の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 土砂埋立区域の所在及び面積
 - 三 現場事務所その他土砂埋立行為の用に供する施設の設定計画及び位置
 - 四 排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画
 - 五 土砂埋立行為の完了時の土砂の数量及び土地の形状
 - 六 土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置
 - 七 土砂埋立行為を行う期間
 - 八 その他規則で定める事項
- 21 前条の規定による許可を受けようとする土砂埋立行為が一時たい積行為である場合には、当該許可を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書に、次条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一 前項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項
 - 二 最大たい積時の土砂の数量及び土地の形状
 - 三 土砂埋立行為に使用される土砂の搬入及び搬出の年間予定量
 - 四 その他規則で定める事項

第十八条 (土砂埋立行為に係る土地所有者等の同意)
 第十六条の規定による許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る土砂埋立区域内の土地の所有者に対し、当該申請が前条第一項の規定によるものである場合にあっては、同項各号に掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

21 前項に定めるもののほか、第十六条の規定による許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る土砂埋立区域内の土地につき、当該土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者(同項に規定する土地の所有者を除く。以下同じ。)(一)に対し、当該土砂埋立行為の概要を説明し、その同意を得なければならない。

(許可の基準等)
 第十九条 知事は、許可の申請が第十七条第一項の規定によるものである場合には、当該申

- 請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第十六条の規定による許可をしてはならない。
- 一 申請者が次のイから又までのいずれにも該当しないこと。
- イ 心身の故障により土砂埋立行為を適正に行うことができない者として規則で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号。第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 第二十七条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定による必要な措置を講じない者
- ホ 第三十二条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は規則で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により土砂埋立行為の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- ト 土砂埋立行為に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の能力を有し

- ない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がいからトまでのいづれかに該当するもの。
- リ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにイからトまでのいづれかに該当する者のあるもの。
- 又 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにイからトまでのいづれかに該当する者のあるもの。
- 二 前条に規定する同意を得ていること。
- 三 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場管理責任者を置くこと。
- 四 土砂埋立行為の事業計画が、規則で定める土砂埋立行為に係る一般的基準に適合するものであること。
- 五 土砂埋立行為が完了した場合において、当該土砂埋立行為に使用された土砂のたい積の構造が、土砂の崩落等が発生するおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- 六 土砂埋立行為が行われている間において、土砂の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられること。
- 2| 知事は、許可の申請が第十七条第二項の規定によるものである場合には、前項の規定にかかわらず、当該申請が同項第一号から第四号まで及び第六号に適合していると認めるときでなければ、第十六条の規定による許可をしない。
- 3| 知事は、第十六条の規定による許可を行う場合は、当該許可に係る土砂埋立区域を管轄する市町長の意見を聴くものとする。
- (変更の許可等)
- 第二十条 第十六条の規定による許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、第十七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2| 許可事業者が、第三十一条第二項において準用する同条第一項の規定による命令に従つて当該許可に係る第十七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。
- 3| 第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項において準用する第十八条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては、その代表者の氏名
二 変更の内容及びその理由
三 その他規則で定める事項

4| 第十八条の規定は第一項の規定による許可
について、前条の規定は第一項の規定による
許可の基準について準用する。

5| 許可事業者は、第一項ただし書の規則で定
める軽微な変更をしたとき又は第二項の規定
により変更をしたときは、遅滞なくその旨を
知事に届け出るとともに、第十八条（前項及
び第三十条第一項において準用する場合を含
む。）の規定により同意を得た土地の所有者
及び当該土砂埋立行為の妨げとなる権利を有
する者に当該変更の概要を通知しなければな
らない。

（許可の条件）

第二十一条 知事は、第十六条の規定による許
可（前条第一項及び第三十条第一項の規定に
よる許可を含む。次条及び第二十七条第二項
において同じ。）には、この条例の目的を達
成するために必要な範囲内で、条件を付す
ことができる。

（関係者への周知）

第二十二条 第十六条の規定による許可の申請
をした者は、当該申請に係る土砂埋立区域の
周辺の住民に対して、規則で定める方法によ
り当該土砂埋立行為の概要を周知するよう努
めなければならない。

（標識の掲示）

第二十三条 許可事業者は、当該許可に係る土
砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、当該
許可に係る土砂埋立行為（第二十条第一項の
規定により第十七条第一項各号又は第二項各
号に掲げる事項の変更の許可を受けた場合に
あつては当該変更後のものをいい、土砂埋立
行為に伴い土砂の崩落等の発生を防止するた
めの措置を講じる場合にあつては当該措置を
含む。次条から第三十二条まで、第三十八条
及び第四十六条において同じ。）を行ってい
る間、氏名又は名称その他規則で定める事項
を記載した標識を掲示しなければならない。
2| 前項の標識を掲示した者は、当該標識に掲
示した事項に変更が生じた場合には、遅滞な
く当該掲示した事項を書き換えなければなら
ない。

3| 第一項の標識を掲示した者は、第三十二条
第一項の規定により許可を取り消されたとき
又は当該土砂埋立行為を完了し、若しくは廃
止したときは、速やかに当該標識を撤去しな
ければならない。

（土砂埋立行為の着手の届出）

第二十四条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為に着手したときは、着手した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(関係書類等の閲覧)

第二十五条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立行為を行っている間、当該土砂埋立行為に關し、この条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写しで規則で定めるものを、当該土砂埋立区域の近隣の住民その他当該土砂埋立行為について利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(定期的な報告)

第二十六条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為に着手した日から六月ごとに区分した各期間（当該期間内に土砂埋立行為を廃止し、又は完了したときは、当該期間の初日から廃止又は完了の日までの間）ごとに、当該期間における土砂埋立行為の状況について、当該六月を経過した日（土砂埋立行為を廃止し、又は完了したときは、廃止又は完了の日）から起算して二十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類及び図面を添えて、知事に報告しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号
- 三 土砂埋立区域の所在及び面積
- 四 報告に係る期間
- 五 前号の期間中に当該土砂埋立区域に搬入した土砂の数量
- 六 搬入元に関する事項
- 七 その他規則で定める事項

(土砂埋立行為の完了)

第二十七条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為を完了したときは、当該土砂埋立行為を完了した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る土砂埋立行為が第十六条の規定による許可の内容及び第二十一条の規定により付された条件に適合しているかどうかの確認を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定による確認を行った場合において、当該届出に係る土砂埋立行為について、土砂の崩落等の発生を防止するための措置を講じる必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置を講じるよう命じることができる。

(土砂埋立行為の廃止)
第二十八条 前条の規定は、当該土砂埋立行為を廃止したときに準用する。

(地位の承継)

第二十九条 許可事業者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る土砂埋立行為の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る土砂埋立行為を承継した法人は、当該許可事業者のこの条例による地位を承継する。

2| 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出るとともに、第十八条（第二十条第四項及び次条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得た土地の所有者及び当該土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に当該承継の事実を通知しなければならない。

(譲渡)

第三十条 許可事業者から当該許可に係る土砂埋立行為の全部を譲り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第十八条の規定を準用する。

2| 前項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項において準用する第十八条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二| 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三| 申請者が第十九条第一項第一号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- 四| その他規則で定める事項

3| 第一項の規定による許可の基準については、第十九条（第一項第一号及び第二号に限る。）の規定を準用する。

4| 第一項の規定による許可を受けて土砂埋立行為の全部を譲り受けた者は、当該土砂埋立行為に係る許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

(措置命令等)

第三十一条 知事は、第十六条又は第二十条第

- 一項の規定による許可を受けずに土砂埋立行為を行った者又は当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請負人を含む。）に対し、当該土砂埋立行為その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置を講じよう命じることができる。
- 2| 前項の規定は、第二十一条に規定する許可の条件に違反して土砂埋立行為を行った者について準用する。
- 3| 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。
- 一 第十六条又は第二十条第一項の規定に違反して土砂埋立行為を行った者
- 二 第二十一条に規定する許可の条件に違反して土砂埋立行為を行った者
- 三 第二十七条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。）の命令に従わなかった者
- 4| 次条第三項の命令に従わなかった者
- 知事は、前項の規定により公表しようとする場合は、その者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。
- （許可の取消し等）
- 第三十二条 知事は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。
- 一 偽りその他の不正な手段により第十六条第二十条第一項又は第三十条第一項の規定による許可を受けたとき。
- 二 第十六条の規定による許可を受けた日から起算して三年を経過した日までに当該土砂埋立行為に着手しないとき。
- 三 第十六条の規定による許可に係る土砂埋立行為に着手した日後一年以上引き続き当該土砂埋立行為を行わないとき。
- 四 第十九条第一項第一号イから又までのいずれかに該当するに至ったとき。
- 五 第二十条第一項の規定に違反して変更したとき。
- 六 第二十一条に規定する許可の条件に違反したとき。
- 七 第二十九条第一項の規定により許可事業者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第十九条第一項第一号イから又までのいずれかに該当するとき。
- 2| 知事は、第二十条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可を受けた日から起算して三年以内に当該許可に係る変更に着手せず、又は当該許可に係る変更に着手した日後一年以上引き続き当該変更を中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。

3| 知事は、前二項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可の取消しに係る土砂埋立行為について、土砂の崩落等の発生を防止するための措置を講じる必要があると認めるときは、当該許可の取消しを受けた者に対し、相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置を講じるよう命じることができる。

第四章 土砂搬入禁止区域

(土砂搬入禁止区域の指定)

第三十三条 知事は、土砂埋立区域（二千平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の土地の区域（以下この項及び次項において「土砂埋立区域等」という。）において土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土砂埋立区域等を、六月を超えない範囲で期間を定め、土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2| 知事は、前項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の期間が満了する場合において、指定の事由が消滅していないと認めるときは、土砂搬入禁止区域として指定された土砂埋立区域等を管轄する市町長の意見を聴いて、当該土砂埋立区域等を再び土砂搬入禁止区域として指定することができる。

3| 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

4| 第一項の規定による指定は、前項の公示をもつて効力を生じる。

5| 知事は、第一項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6| 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7| 前二項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8| 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を周知させるために必要な措置を講じるものとする。

(土砂の搬入の禁止)

第三十四条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

第三章 雑則

(報告の徴収)

第十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、元請負人（請負工事の下請負人を含む。次条において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、元請負人の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は検査のために必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により、元請負人の事務所その他その業務を行う場所に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 (略)

第五章 雑則

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定に違反して土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとする場合は、当該土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(土砂搬入禁止区域の解除)

第三十五条 知事は、土砂搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂搬入禁止区域の指定の解除をするものとする。

2 第三十三条第三項及び第四項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(報告の徴収)

第三十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、元請負人又は土砂埋立行為を行った者若しくは当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請負人を含む。次条において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、元請負人又は土砂埋立行為を行った者若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者の事務所、土砂埋立区域その他その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は検査のために必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

2 第三十三条第七項の規定は、前項の職員について準用する。

3 (略)

(関係書類の保存)

第三十八条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為について、第二十七条第一項の規定による完了の届出若しくは第二十八条の規定による廃止の届出をした日又は第三十二条第一項及び第二項の規定による許可の取消しを受けた日から五年間、当該土砂埋立行為に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

第三十九条 現場管理責任者は、土砂埋立行為に伴う土砂の崩落等の発生の防止に関し、規則で定める職務を誠実に行わなければならない。

2 土砂埋立行為に従事する者は、現場管理責任者が前項の職務を行うために必要があると認めて行う指示に従わなければならない。

(土砂埋立行為に係る土地所有者の義務)
第四十条 土地の所有者は、第十八条第一項(

第二十条第四項及び第三十条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をしようとするときは、当該同意に係る土砂埋立行為が一時たい積行為以外である場合にあつては当該土砂埋立行為が完了した後の土地利用計画を踏まえて第十七条第一項各号に掲げる事項を、当該土砂埋立行為が一時たい積行為である場合にあつては同条第二項各号に掲げる事項を確認しなければならぬ。

2 第十八条第一項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為による土砂の崩落等の発生を防止するため、当該土砂埋立行為が行われている間、当該土砂埋立行為の状況を把握するよう努めるものとする。

3 第十八条第一項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為により、土砂の崩落等が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立行為を行う者に対し当該土砂埋立行為の中止又は原状回復その他の必要な措置を講じることが求めるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(土地所有者等に対する指導)

第四十一条 知事は、土砂埋立行為が行われることにより、土砂の崩落等が発生するおそれがあると認めるときは、土地の所有者及び当該土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に対し、必要な指導又は助言をすることができるとする。

(市町との関係)
第十五条 (略)

(市町との関係)
第四十二条 (略)

2 市町が土砂の適正な処理を推進するために制定する条例の土砂埋立行為に関する規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであるとして知事が認め、規則で定めるところにより公示したときは、当該市町の区域には、この条例の規定のうち知事が認める事項に係るものは適用しない。

3 前項の規定により、この条例の規定が適用されなくなつた市町の区域において現に第十六条、第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により許可を受けて行われている土砂埋

第十六条 (略)

第四章 罰則

立行為については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

第四十三条 (略)

第六章 罰則

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条又は第二十条第一項の規定に違反して土砂埋立行為を行った者
- 二 第三十一条第一項の命令に違反した者

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条第三項(第二十八条において準用する場合を含む。)の命令に違反した者
- 二 第三十一条第二項において準用する同条第一項又は第三十二条第三項の命令に違反した者
- 三 第三十四条第一項の規定に違反して土砂を搬入した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十三条第一項の規定に違反して標識を掲示せずに土砂埋立行為を行った者
- 三 第二十六条又は第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第三十七条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項、第六条第一項、第八条第一項又は第九条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者

第十八条 第七条第一項(同条第二項、第八条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。)、又は第十二条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

第四十七条 第十条第一項(同条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条又は第二十九条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

1| (施行期日)
この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2| (経過措置)
第八条及び第十一条の規定は、この条例の施行前に締結された請負契約に係る建設工事又はこの条例の施行の際現に着手している建設工事については適用しない。

3| 第九条及び第十二条の規定は、この条例の施行の日から起算して一月を経過する日以後の土砂の搬出から適用する。

4| この条例の施行の際現に土砂埋立行為を行っている者は、この条例の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、第十六条の規定は適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間についても同様とする。

5| (適用除外)
第十六条及び第三十四条の規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法第十条第四項又は第二十六条第四項の規定に基づく公示がされた区域における土砂埋立行為(第十六条の許可を受けた土砂埋立行為であつて、当該公示がされた際現に当該許可に係る土砂埋立行為が完了していないものを除く。)及び土砂の搬入については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(土砂埋立行為に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の広島県土砂の適正処理に関する条例第十六条の規定による許可を受けた土砂埋立行為であつて、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十条第四項又は第二十六条第四項の規定に基づく公示がされた際現に当該許可に係る土砂埋立行為が完了されていないものの取扱いについては、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域が県全域で指定されたことを踏まえ、土砂埋立行為の許可等に係る規定を削除するなど、必要な改正を行うため、条例案を提出する。

県第六十号議案

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案
 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「ビジター船舶」とは、海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第三項に規定する内航一般不定期航路事業に供する船舶又は広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第二条第一号に規定するプレジャーボート（以下「プレジャーボート」という。）をいう。</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この条例において「ビジター船舶」とは、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十条第二項に規定する不定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第三項に規定する外航一般不定期航路事業を除く。）に供する船舶又は広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第二条第一号に規定するプレジャーボート（以下「プレジャーボート」という。）をいう。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、この条例による改正後の広島県港湾施設管理条例第二条第四項の規定中「海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第三項に規定する内航一般不定期航路事業」とあるのは、「海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第三項に規定する内航一般不定期航路事業及び海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる者がその営むことができる間に行う不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）」と読み替えるものとする。

(提案理由)

海上運送法及び海上運送法施行規則の一部が改正され、海上運送事業の事業区分が変更されたことに伴い、引用する法律等を整理するため、この条例案を提出する。

県第六十一号議案

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例案
 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成十八年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格事由) 第四条 (略) 一 (略) 二 (略) イ (略) ロ 法第四十九条から第五十一条第一項(第四号から第九号までに係る部分に限る。))までの罪 ハーホ (略) 三十八 (略)</p>	<p>(欠格事由) 第四条 (略) 一 (略) 二 (略) イ (略) ロ 法第四十九条又は第五十条第一項(第四号から第九号までに係る部分に限る。))の罪 ハーホ (略) 三十八 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第六十二号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり主要地方道呉平谷線道路改良工事（R六―四工区P C上部工）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求め。

令和七年六月二十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 主要地方道呉平谷線道路改良工事（R六―四工区P C上部工）
- 二 工事場所 呉市上二河
- 三 請負金額 一、六三六、八〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 広島市東区光町二丁目六番三一号
極東興和株式会社
東京都北区滝野川六丁目三番一号
川田建設株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和九年三月二十九日まで

(提案理由)

主要地方道呉平谷線道路改良工事（R六―四工区P C上部工）の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第六十三号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり一般県道三次江津線道路改良工事（補助・R七―一工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求めらる。

令和七年六月二十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 一般県道三次江津線道路改良工事（補助・R七―一工区）
- 二 工事場所 三次市粟屋町
- 三 請負金額 一、五六二、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 請負者 三次市十日市東一丁目八番一三号
株式会社 加藤組
広島市南区出島一丁目三三番六一号
株式会社 伏光組
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和十年七月三十一日まで

(提案理由)

一般県道三次江津線道路改良工事(補助・R七―一工区)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第六十四号議案

工事請負契約の変更について

令和五年県第百二号議案により契約を締結することについて議決を得た県営基幹農道整備事業（農道保全）安芸灘三期地区蒲刈大橋上部工耐震補強一期工事の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和七年六月二十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

	変 更 後	変 更 前
一・二 三 請負金額 四・五 (略)	九五二、一八四、二〇〇円	一・二 三 請負金額 四・五 (略)
		八七三、八四〇、〇〇〇円

(提案理由)

令和五年県第百二号議案により契約を締結することについて議決を得た県営基幹農道整備事業(農道保全)安芸灘三期地区蒲刈大橋上部工耐震補強一期工事の請負契約については、労務単価の変動等に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるため、県議会の議決を求める。

県第六十五号議案

工事請負契約の変更について

令和六年県第三十六号議案により契約を締結することについて議決を得た一般国道四八七号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和七年六月二十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 請負金額	円 二、六二九、一〇七、八〇〇	一・二 請負金額	円 二、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
四 (略)	議決の日の翌日から	四 (略)	議決の日の翌日から
五 工 期	令和八年十月九日まで	五 工 期	令和八年三月三十一日まで

(提案理由)

令和六年県第三十六号議案により契約を締結することについて議決を得た一般国道四八七号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）の請負契約については、工事内容の一部変更等に伴う設計変更により、請負金額及び工期を変更する必要があるため、県議会の議決を求める。

県第六十六号議案

指定都市高速道路の整備計画の変更の同意について

広島高速道路公社から道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十六条第一項の規定により、指定都市高速道路の整備計画を変更することについて、同意を求められたので、次のとおり同意することについて、同条第二項の規定により県議会の議決を求める。
令和七年六月二十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
六 新設又は改築に要する費用の概算額 四、四九〇億円	六 新設又は改築に要する費用の概算額 四、三四〇億円

(提案理由)

広島高速道路公社から指定都市高速道路の整備計画を変更することについて同意を求められたので、これに同意することについて、県議会の議決を求める。